

平成17年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代表者名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 谷口 徹
電 話 番 号 06 - 6452 - 7771 (代表)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成17年2月9日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 普通株式 30,000株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により発行価格決定日（平成17年2月21日（月）から平成17年2月24日（木）までのいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、新光証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、UFJつばさ証券株式会社、ワールド日栄フロンティア証券株式会社、高木証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び三菱証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における価額（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成17年2月25日（金）から平成17年3月1日（火）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年2月22日（火）から平成17年2月24日（木）までとなる。
- (7) 払込期日 平成17年3月1日（火）から平成17年3月4日（金）までのいずれかの日。
すなわち、上記（6）記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成17年3月1日（火）となる。
- (8) 配当起算日 平成17年3月1日（火）
- (9) 申込株数単位 1株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における価額（発行価格）その他この新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 4,500 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、前記1.(2)記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 新光証券株式会社 4,500 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(平成17年2月21日(月)から平成17年2月24日(木)までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における価額(発行価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から4,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

以 上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集の主幹会社である新光証券株式会社が当社株主から4,500株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までを行使期間として、上記株主から付与される予定であります。

また、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又は上限株数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

現在の発行済株式総数	161,110株（平成17年2月9日現在）
公募増資による増加株式数	30,000株
公募増資後の発行済株式総数	191,110株

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取金概算額 6,710 百万円につきましては、オークション用不動産取得資金に 3,000 百万円、プロモーション費用に 1,500 百万円、借入金返済に 1,000 百万円、設備資金に 327 百万円、残額を運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 16 年 3 月 2 日払込で公募増資を実施し、920 百万円を調達いたしましたが、資金の使途に変更はありません。

(3) 今回調達資金による会社収益への影響

今回の調達資金をオークション用不動産取得資金及びプロモーション費用等に充当することで、オークションへの参加者の増加に伴う不動産オークションの発展、浸透により、オークション・仲介売上の増加並びに将来的にはローン・保険・不動産管理・引越し・リフォーム等の関連売上に伴う収益の増加を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しております。利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、当社業績の見通しや財務状態を勘案しながら配当を検討してゆく所存であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、成長過程にあるものと位置づけ、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新たな成長につながる戦略的な投資に充当することによって事業基盤の拡大及び財務体質の強化のために有効に利用し、企業価値の増大に努めてゆく所存でありますので、当面は内部留保に努めてまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、新たな成長につながる戦略的な投資に充当していきます。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	14/8期	15/8期	16/8期
1株当たり当期純利益	9,310.85円	20,492.19円	2,212.97円
1株当たり配当金 (内、1株当たり中間配当額)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本利益率	13.2%	22.7%	18.1%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

3. 16/8期は平成16年8月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を実施いたしました。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社の平成17年1月31日現在の新株予約権(ストックオプション)残高は以下のとおりです。

株主総会決議日 (取締役会決議日)	新株発行予定残 数	発行価額	資本組入額	権利行使期間
平成15年11月26日 (平成15年12月8日)	12,170株	20,000円	10,000円	平成17年11月27日から 平成25年11月26日まで
平成15年11月26日 (平成15年12月15日)	2,830株	20,000円	10,000円	平成17年11月27日から 平成25年11月26日まで
平成16年11月26日 (平成17年1月18日)	5,000株	198,000円	99,000円	平成18年11月27日から 平成23年11月26日まで

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティファイナンス

新規上場時公募増資	
発行株式数	2,500株
発行日	平成16年3月3日
発行価格	400,000円
発行総額	1,000百万円

過去3決算期間および直前の株価の推移

	14/8期	15/8期	16/8期	17/8期
始 値	- 円	- 円	820,000円	318,000円
高 値	- 円	- 円	2,300,000円 485,000円	327,000円
安 値	- 円	- 円	786,000円 202,000円	136,000円
終 値	- 円	- 円	325,000円	237,000円
株価収益率	- 倍	- 倍	146.9倍	- 倍

- (注) 1. 当社株式は平成16年3月3日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価等については、該当事項はありません。
2. 平成16年8月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を実施しており、印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 平成17年8月期株価については、平成17年2月8日現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。